平成２１年（フ）第１００９９号
大阪府守口市八雲東町２丁目82番21―810号
債務者　木村伊都子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０６号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ16―106号
債務者　岸　　彩子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３８号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目１番３号
債務者　望月ユキノ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４２号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1461番地の220
ハウスハニー
債務者　椙山　正夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５６１号
和歌山市紀三井寺740－１－106、住民票上の住所兵庫県西宮市大森町９番23―201号
債務者　小林　伴拡
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６４５号
和歌山県岩出市中島17番地の25
債務者　畑田　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５２号
和歌山市府中949―23　和歌山県立和歌山盲学校寄宿舎内、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2917番地
債務者　林　　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７２号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫701番地の３
債務者　宮田　靖子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７５号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1716番地３
債務者　中谷　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野341番地の１
債務者　溝端　知明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６９２号
和歌山市津秦256番地の４
債務者　南本　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０２号
和歌山県海南市黒江1172番地１
債務者　岡　　豊子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０５号
和歌山県岩出市西国分401番地の３　301号
債務者　北野　　榮
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２４号
和歌山市秋葉町12番１号　コーポ愛宕山103号
債務者　後和　　勲
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２５号
和歌山市秋葉町12番１号　コーポ愛宕山103号
債務者　後和　由美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２７号
和歌山県岩出市曽屋365番地　106号
債務者　有馬富士子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３４号
和歌山市有本719―10　野口マンション３号室、住民票上の住所和歌山市今福５丁目１番28号
債務者　小野田佳史
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係